

## 「ご契約のしおり・約款」変更のお知らせ（2024年4月版）

- 「ご契約のしおり・約款」の記載内容につきまして、本文書のとおり、一部を変更させていただきます。まことに恐縮ですが、「ご契約のしおり・約款」と合わせてご一読・保管くださいますようお願いいたします。

対象のご契約のしおり・約款
▽無配当終身認知症・生活介護年金保険（低解約払戻金型）（001）（2022年4月版） （商品名：たんぼぼ認知症年金保険）
対象の約款・特約
【1】取扱総則規定約款 【2】無配当終身認知症・生活介護年金保険（低解約払戻金型）（001）普通保険約款

### 【1】「取扱総則規定約款」の変更

#### 1. 第14条第6項を、つぎのとおり変更します。

（重大事由による解除）  
第14条（途中省略）  
⑥ 個人年金保険契約等、無配当一時払個人年金保険（介護割増型）契約または無配当終身生活介護年金保険契約、無配当終身生活介護年金保険〔Ⅰ型〕契約もしくは無配当利率変動型一時払終身生活介護年金保険契約（以下「終身生活介護年金保険契約」といいます。）または無配当収入保障保険契約、無配当特定疾病収入保障保険契約、無配当介護収入保障保険契約、無配当生活介護収入保障保険契約、無配当就業不能収入保障保険（001）契約、無配当就業不能収入保障保険〔Ⅰ型〕契約、無配当就業不能収入保障保険〔Ⅱ型〕契約、無配当介護就業不能収入保障保険〔Ⅰ型〕契約もしくは無配当介護就業不能収入保障保険〔Ⅱ型〕契約（以下「収入保障保険契約」といいます。）の場合、つぎの各号のとおり取り扱います。  
（以下省略）

#### 2. つぎのとおり、第18条第12項(6)(7)(8)の項番を1つずつ繰り下げ、(6)を新設します。

（保険契約の更新）  
第18条（途中省略）  
⑫ 保険契約が更新された場合、つぎの規定を適用するときは、更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続したものととして取り扱います。  
（途中省略）  
(5) 責任開始期前のガン診断確定による無効  
(6) ガン責任開始日前のガン診断確定による無効  
(7) 責任開始期前の器質性認知症に該当していたことによる無効  
(8) 認知症診断責任開始日前の軽度認知障害または器質性認知症に該当していたことによる無効  
(9) 削減期間

### 3. つぎのとおり、第19条第11項(6)(7)(8)の項番を1つずつ繰り下げ、(6)を新設します。

(保険期間が終身の保険契約への変更)

第19条 (途中省略)

① 変更後契約の責任開始の日は変更日とします。ただし、つぎに関する規定を適用するときは、変更前契約の保険期間と変更後契約の保険期間は継続したものと取り扱います。

(途中省略)

- (5) 責任開始期前のガン診断確定による無効
- (6) ガン責任開始日前のガン診断確定による無効
- (7) 責任開始期前の器質性認知症に該当していたことによる無効
- (8) 認知症診断責任開始日前の軽度認知障害または器質性認知症に該当していたことによる無効
- (9) 削減期間

### 4. 第11節第29条を削除し、以下節・条番号を繰り上げます。

### 5. 第36条に、第3項を新設し、つぎのとおり変更します。 ※第29条を削除したため、条番号が繰り上がります。

(デビットカード等による保険料等の払込)

第35条 保険契約者は、会社の指定したデビットカードを利用することにより保険料等を払い込むことができます。

- ② 前項の場合、会社所定の端末機に口座引落確認を表す電文が表示された時に保険料等が払い込まれたものとして取り扱います。
- ③ 第1項のほか、保険契約者は、会社の指定した電子決済を利用することにより保険料等を払い込むことができます。この場合、会社が実際に保険料等を受け取る前の所定の時を保険料等を受け取った時とみなして取り扱うことがあります。この取扱を行った場合は、保険契約者に責任開始の日を通知します。

### 6. 第40条(1)を削除し、以下項番を繰り上げます。 ※第29条を削除したため、条番号が繰り上がります。

(インターネットによる保険契約の申込等に関する特則)

第39条 保険契約者または被保険者は、会社の承諾を得て、インターネット等の電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」といいます。）により、保険契約の申込および告知（以下「保険契約の申込等」といいます。）をすることができます。この場合、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 保険契約者は、保険契約申込書への記載にかえて、会社が電磁的方法により表示した保険契約の申込画面に必要な事項を入力し、会社へ送信することによって、保険契約の申込をすることができるものとします。
- (2) 保険契約者または被保険者は、書面による告知にかえて、会社が電磁的方法により表示し告知を求めた事項について、所定の告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信することによって、告知することができるものとします。
- (3) 会社は、第1号および前号により保険契約者または被保険者から送信された事項の受信をもって、保険契約の申込等があったものとして取り扱います。この場合、会社は、受信した保険契約の申込等の内容を保険契約者または被保険者に通知（電磁的方法による場合を含みます。）します。

### 7. 請求書類別表③「同時に請求が行われたものとして取り扱うことができる給付金等」を削除します。

**【2】「無配当終身認知症・生活介護年金保険（低解約払戻金型）（001）普通保険約款」の変更**

**第15条の第11節を削除し、以下番号を繰り上げます。**

第2編 共通規定

（共通規定）

第15条 取扱に関する規定は「取扱総則規定約款」に規定し、この保険契約については下表のとおり適用します。

取扱総則規定約款 項目	適用する 規定	適用しない 規定
第1節 用語の定義	○	
第2節 会社の責任開始期	○	
第3節 保険料の払込		○
第4節 保険契約の解除等		
1. 詐欺による取消または不法取得目的による無効	○	
2. 告知義務および保険契約の解除		○
第5節 保険契約内容の変更		○
第6節 保険契約の更新		○
第7節 保険期間が終身の保険契約への変更		○
第8節 保険料の振替貸付および保険契約者に対する貸付		○
第9節 契約者配当金	○	
第10節 保険契約者および死亡保険金等の受取人		
1. 保険契約者または死亡保険金等の受取人の変更		○
2. 保険契約者または死亡保険金等の受取人の代表	○	
3. 保険契約者の住所または集金場所の変更	○	
第11節 給付金等の受取人による保険契約の存続	○	
第12節 その他	○	
別表	○	
請求書類別表	○	



**太陽生命保険株式会社**

【本社】

〒103-6031 東京都中央区日本橋2丁目7番1号

【お客様サービスセンター】

電話番号 0120-97-2111（通話無料）

営業時間 月～金曜日 9時～18時 土・日曜日 9時～17時

（祝日・年末年始（12月30日～翌年1月4日）は休業します）

個-980-23-706(2024/3/21)